

平成19年度包括外部監査報告書 指摘事項 テーマ

ページ	項目	指摘事項	担当部署	措置状況・理由	対応区分
P99	(5)情報資産について機密区分別に分類ラベル付けが必要である。	市は、「倉敷市情報資産取扱い基準」において情報の機密区分を、極秘、秘、X(局等)秘、庁内極秘、庁内秘、庁秘の6段階に区分しており、機密区分によって、利用・閲覧・保管の方法が異なる。現在は対象情報に機密区分の分類ラベル付は行われていないため、表示上で機密区分が判断できない状態である。よって、効率的な管理を行うためには、分類ラベル付が必要である。	情報政策課	本市では、平成29年1月に「倉敷市情報セキュリティポリシー」を改定しました。改定前の本市の「倉敷市情報セキュリティポリシー」は、「倉敷市情報セキュリティ基本方針」と8つの対策基準(「倉敷市情報資産取扱い基準」を含む。)で構成されていました。平成29年1月の改定(平成27年3月に総務省より示された「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に則した全面的な改定)により、情報資産の分類方法が変更されたため、機密区分による分類ラベル付けという概念はなくなりました。	措置済

(公表日:平成31年1月30日 通知日:平成31年1月28日 法第51号)